

一般社団法人信州オープンビジネスアライアンス 会則

第一章 総則

(名称および適用)

第1条 本会則は、一般社団法人信州オープンビジネスアライアンス(以下、「本法人」とする)と会員、特別会員(以下「会員」という)との関係に適用し、会費、入退会及び会員の権利義務等、本法人の運営ならびに会員活動の基本的事項を定めるものです。

(事務局および住所)

第2条 本法人は、その業務遂行のため以下に記載する住所に事務局を置きます。
長野県塩尻市大門八番町1-2塩尻インキュベーションプラザ102
ベルケン経営システムズ内

(目的)

第3条 本法人は、長野県内の中小IT企業からなる会員のOSS(オープンソースソフトウェア)開発販売や各種システム化ビジネスを活性化できるようにするためのサービスを提供します。

(事業)

第4条 本法人は、法人、団体、自治体に対するシステム化ビジネスの協業型営業や開発による「システムの地産池消」活動を推進する会員組織の運営を行います。

- (1) 提案型営業の代行および営業活動支援、協業体系の運営
- (2) 人材育成(技術、マネジメント)サービスの提供
- (3) マーケティングおよびソリューション企画、商品化活動の運営

(会則の適用)

第5条 本法人は、会員との間に本会則を定め、これにより本法人の運営を行います。
また、本法人が随時制定する諸規定も、本会則の一部となります。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとします。

(用語の定義)

第7条 本会則において使われる用語については、次の各号に定義します。

- (1) 会員とは、本法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された団体または個人をいいます。

- (2) 書面とは、本法人が指定した書式による文書、または任意の書式による文書（電子書面を含みます）をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による本法人事務局への通知、連絡も書面と認められます。

第二章 会員

(会員)

第8条 会員には以下の種別があります。

法人会員

個人会員

特別会員(理事会が必要と認めた会員)

(会費)

第9条 会費は、理事会により別途内規として定め、総会に提案し承認されることにより決定します。

- 2 会員は第12条第2項により理事会からの入会を承認され、通知を受けた後、速やかに入会した年度の会費を納入しなければなりません。
- 3 納付された会費は、事業年度途中の退会または除名であっても返還しないものとします。
- 4 年度途中に入会する場合の会費は、年会費の四半期割とします。

(会員の権利)

第10条 会員は次の権利を有します。

- (1) 本法人名での営業活動に参加することができます。
- (2) 本法人事務局からの案件紹介を受けることができます。
- (3) 本法人が開催する案件調整会議に参加と協業開発への参画ができます。
- (4) 本法人へ自社商品の営業協力依頼ができます。
- (5) 本法人が主催する新人教育・技術系・マネジメント系各種座学教育の割引が受けられます。
- (6) 本法人が主催するNDAベースでの実プロジェクト事例報告会やOJT等のマネジメント教育の受講が受けられます。
- (7) 独自ソリューション企画活動会への参画ができます。
- (8) ソリューション開発に参画できます。
- (9) ソリューションの(自社商品として)の販売ができます。
- (10) 本法人の業務に関する営業活動等に対して、その対価を受けることができます。
- (11) 法人会員・個人会員は、総会での議決権があります。ただし、複数口入会された場合でも、議決権は1票とします。

(会員の義務)

第11条 会員は次の義務を負います。

- (1) 本法人会則を遵守し、会費等を納入します。
- (2) 会員拡大に努めます。
- (3) 会員の登録事項に変更が生じたときは、本法人所定の方法により変更の手続きを行います。
- (4) 本法人が関与する業務を行う元請会員は、その対価に対する一定の割合を仲介手数料等として本法人に支払うものとします。
- (5) 会員は、本法人との間で営業情報を共有する為、別途機密保持契約を締結するものとします。

第三章 入会

(入会申込等)

第12条 本法人への入会の申込みをする者は、入会申込書に必要事項を記入して、本法人事務局に提出することとします。

- 2 前項の申し込みがあったとき、理事長は理事会を開催し、第13条の定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知します。
- 3 第9条に定める会費の納入日を入会日とします。

(入会の不承認等)

第13条 本法人は、会員になろうとする者が、第12条の申し込みがあったとき、次の各号に該当する場合、入会を承認しないことがあります。

- (1) 本法人の趣旨に賛同していない。
- (2) 過去に本会則に違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分をうけたことがある
- (3) 第12条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき。
- (4) その他、前各号に準ずる場合で、本法人が入会を適当でないと判断した場合。

第四章 会員資格の喪失

(退会)

第14条 会員が本法人を退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければなりません。

- 2 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものと見なします。

- (1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人または団体が解散し、または破産したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を2カ月以上納入しないとき。

(除名)

第15条 本法人は会員が次の各号に該当するときは、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 本法人、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合。
- (3) 本法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。
- (4) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (5) 本法人、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき。
- (6) 本会則に違反した場合。
- (7) その他、本法人が会員として不適当と判断した場合。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員が第14条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失います。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続してその義務を負うものとします。

- 2 本法人は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費は返還しません。

第五章 会員資格有効期限終了に伴う措置

(措置)

第17条 会員資格有効期限が過ぎ、本法人からの通知のあとも、本法人が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、本法人に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第六章 総会

(通常総会)

第18条 本法人は、年1回の通常総会を開催します。

- 2 通常総会は、毎年、本法人の新しい会計年度が始まる日より3か月以内に開催します。
- 3 通常総会は、理事長が招集します。
- 4 通常総会では、前会計年度の事業報告、会計報告、会計監査報告、ならびに、当該会計年度の事業計画案、会計予算案、および、その他必要とされる議事等を審議し、承認します。

(臨時総会)

第19条 本法人は、必要とされるとき臨時総会を開催します。

- 2 臨時総会は、理事会、または、会員の2分の1以上の要請により、開催することとします。
- 3 臨時総会は、理事会または会員からの要請により、理事長が招集します。

(総会の成立)

第20条 通常総会、および、臨時総会は、会員過半数の参加者により成立するものとします。このとき、委任状を発行した会員も参加者数に加算します。

(総会の進行)

第21条 通常総会、および、臨時総会の進行は、理事長が務めることとします。

(総会の議決)

第22条 通常総会、および、臨時総会では、委任状を発行した会員を含む参加会員の過半数の賛成により議事が成立、承認されたこととします。

第七章 理事会

(理事会)

第23条 本法人は、業務遂行のため、理事会を設けます。

- 2 理事会では、事業計画案、事業予算案の立案を行い、また、本法人が行う事業の遂行、および、本法人が関係した各種事業の監視、指導等を行います。
- 3 理事会は、以下の理事により構成されます。
 - 理事長
 - 会計担当理事
 - 理事、監事
 - 他、必要に応じ招集する者

(理事会の成立)

第24条 理事会は、理事の過半数の参加により成立するものとします。

- 2 理事長は、理事の理事会への参加が難しいと判断される場合、書面による持ち回り会議を行い、理事会の成立、および、理事会の決議とすることができます。

(理事会の議決)

第25条 理事会では、参加理事の過半数の賛成により議事が成立、承認されたこととします。

(役割分担)

第26条 理事長およびその他の役割は、理事の互選により決定します。

第八章 会計処理

(活動費用)

第27条 会員による本法人の営業活動費用、および、出張費用等について、理事会で定めた内規に従って当該会員に支払います。

(決済)

第28条 前条により認められた費用は、会計担当理事が決済することとします。

- 2 決済された費用は、月末に集計し、次月末までに当該会員に支払いをします。

第九章 禁止行為

(禁止行為)

第29条 会員は無断で本法人の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。

- 2 その他、第15条各号に定める行為、本法人の主旨に反する行為等を行ってははいけません。

第十章 情報管理

(機密保持)

第30条 会員は本法人と機密保持契約を締結し、当該契約で規定される機密情報の保護、保持に努めなければなりません。

(個人情報の保護)

第31条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、または、その内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

2 本法人は、本法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、本法人が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第十一章 知的財産

(知的財産の帰属)

第32条 本法人が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、本法人に帰属します。

2 会員は、本法人が関与する業務において発生した知的財産権等の利用権を本法人に許諾することに努めます。

(知的財産の保護)

第33条 本法人が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、または公表してはいけません。

第十二章 損害賠償等

(損害賠償)

第34条 会員が、本会則及び本会則に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって本法人が損害を受けた場合、当該会員は、本法人が受けた直接的な損害を本法人に賠償することとします。

(免責)

第35条 本法人は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、本法人の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第十三章 残存条項

(残存条項)

第36条 退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第17条ないし第35条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第十四章 その他

(準拠法)

第37条 本会則の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(合意管轄)

第38条 会員と本法人の紛争については、松本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(会則の変更)

第39条 本会則は、総会の承認を経て変更することができます。

附則

本規定は、平成27年4月1日から施行します。